

令和2年度 福岡地方最低賃金審議会 第4回 福岡県最低賃金専門部会

- 1 開催日時：令和2年8月3日
10:00～12:55
- 2 開催場所：福岡合同庁舎 本館5階 共用第4会議室
福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号
- 3 出席者：公益代表委員 2名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名
- 4 議題：福岡県最低賃金額の改定について

5 議事要旨：(議題について)

労働者側代表委員からは、福岡地方最低賃金審議会として、この間、最賃額の引き上げを継続してきており、コロナ禍で、例え経済停滞の中であったとしても、できるだけ最賃額を引き上げを求め、との意思が改めて表明された。

使用者側代表委員からは、福岡県内における現下の経済情勢、或いは、更なる新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される中では、最賃額を上げる状況にはなく、据え置きとの意思が改めて表明された。

これら労使双方の主張を踏まえて、公益委員が最終的な意見調整を行ったものの、意見の一致を得ることができなかつたため、公益委員が公益委員案(時間額842円、引上げ額1円)を提示した。

提示にあたって、①本年度の中賃が目安額を示さなかつたものの、中賃の公益委員による見解では、地域間格差の縮小をを勧案した適切な審議が行われることを地方最賃審議会に求めている、②非正規労働者の処遇改善を図るための最賃額引上げの社会要請はコロナ禍でも変わっていない、③福岡県内においても、新型コロナウイルス感染拡大による経済への影響は厳しいものがあるが、その影響が既に出ていた4～5月の時期において、労使間の賃上げ合意が相当数で見られる、④労働者の生計費について、新型コロナウイルス感染防止にかかる支出が通常の消費支出とは別に、想定外のものとしてかかっている、⑤これら全ての事情を考慮しても、新型コロナウイルス感染拡大の今後の経済、雇用状況への影響を考えると、最賃額の引き上げは、極めて小幅な額とせざるを得ない、との内容が補足説明され、そのうえで、当該公益委員案に基づく採決が行われ、その結果、賛成が過半数を占め、公益委員案の内容で決議がなされた。

また公益委員からは別途、雇用調整助成金についての活用の促進、より迅速な支給決定、雇用の維持に取り組む企業への支援を充実させ、中小・小規模事業者が今後も継続して事業を行い、雇用の維持・確保ができるよう、関係各省及び福岡県所管の各種支援策の拡充を要請するとともに、中賃に対し、地域間格差の拡大の防止に今後も配慮すること等の内容を盛り込んだ「付帯決議案」も提示され、当該案については全会一致で採択された。

以上から、付帯決議を併せた内容をもって「福岡県最低賃金の改正決定に関する報告書」が本審に提示されることが全体で確認されて、結審した。